

第1章

越谷市の環境の概況



森林環境譲与税を活用した SDGs※ピンバッジ

※SDGsとは平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

持続可能な発展のために具体的な目標を掲げて取り組むための枠組み整備が進んでいます。

第1章 越谷市の環境の概況

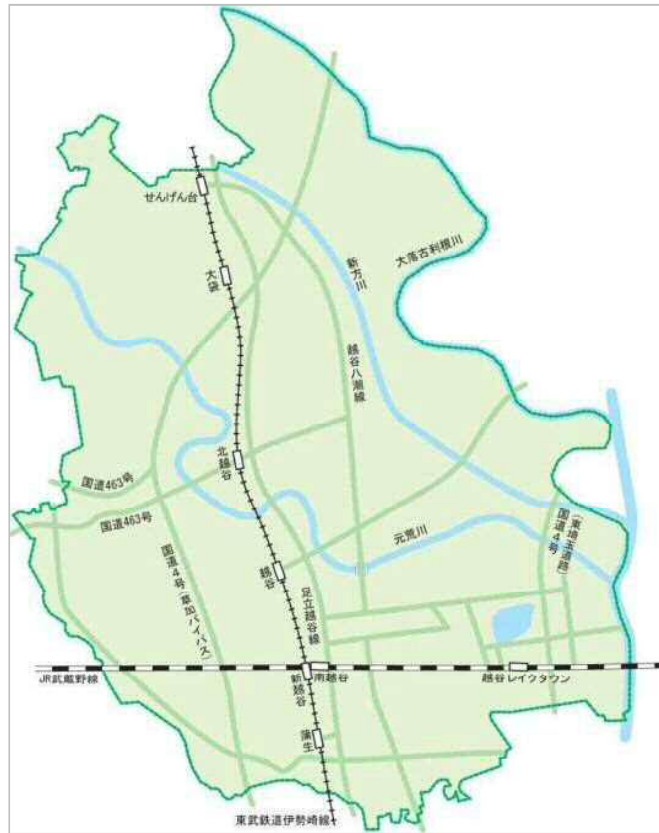
第1節 越谷市の概要

1. 位置・面積・地勢

本市は、埼玉県の一部に位置し、東京都心から北へ25kmという地理的環境にあります。市域は、東西に8.6km、南北に11.5kmで、面積は60.24k㎡（平成26年10月1日 国土院計測）あります。

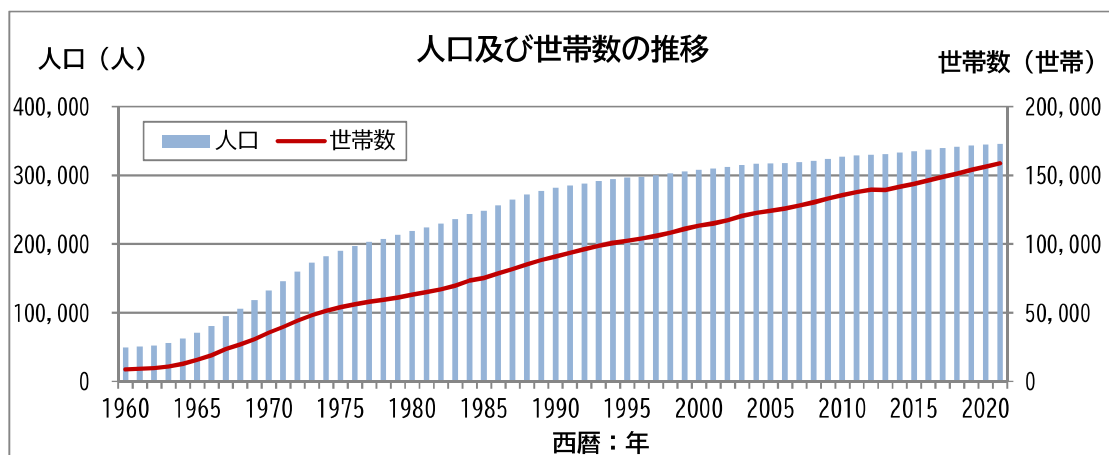
本市の地勢は、大宮台地と下総台地にはさまれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっています。また、元荒川、古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川や、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川・用水が流れ、古くから「水郷こしがや」と呼ばれてきました。

鉄道は東西にJR武蔵野線、南北に東武伊勢崎線（愛称：東武スカイツリーライン）が走り、道路は国道4号と国道463号の2本の国道が走っています。



2. 人口

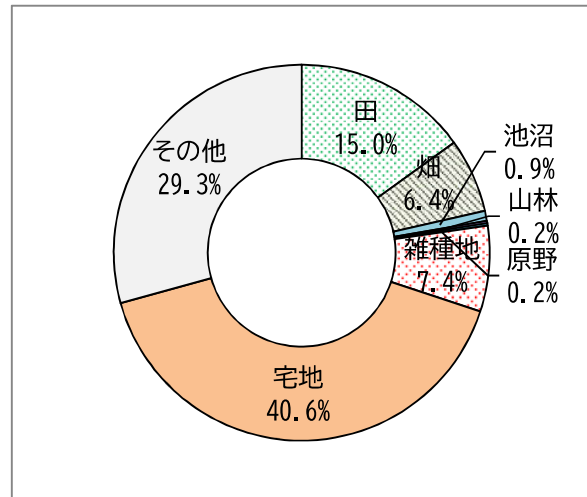
本市は、昭和37年に地下鉄日比谷線が北越谷駅まで相互乗り入れを開始後、人口が急激に上昇し、昭和42年には人口増加率のピークを迎えました。その後、昭和48年まで年間1万人の増加が続き、徐々に緩やかな増加傾向となっています。また、世帯数は継続して増加している一方、1世帯当たりの人数は減少傾向が続いています。令和3年(2021年)4月1日現在、人口は345,487人、世帯数は158,751世帯、1世帯当たりの人数は約2.2人となっています。



3. 土地利用

本市は、市域の全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が28.72k㎡(市域の47.6%)、市街化調整区域は31.59k㎡(市域の52.4%)となっています。(平成30年1月)

地目別土地面積は、約50年前と比較すると、約7割を占めていた田畑の面積が大幅に減少し、宅地の面積が12.9%から40.6%に増加しています。



4. 産業

「平成28年経済センサス-基礎調査」によると、越谷市の事業所数は1万1,053事業所となっています。産業分類別にみると、「卸売業、小売業」がもっとも多く、2,997事業所、従業者2万7,458人、次いで「宿泊業、飲食サービス業」1,425事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」1,143事業所と続いています。

(注) 本調査において個人経営の農・林・漁業、国又は地方公共団体の機関は除かれる。

出典：「平成28年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

産業大分類		平成28年	
		事業所数	従業者数
総数		11,053	110,758
A	農業、林業	10	101
B	漁業	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D	建設業	1,008	8,347
E	製造業	1,027	12,500
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
G	情報通信業	76	582
H	運輸業、郵便業	315	9,596
I	卸売業、小売業	2,997	27,458
J	金融業、保険業	167	2,729
K	不動産業、物品賃貸業	623	3,059
L	学術研究、専門・技術サービス業	385	2,001
M	宿泊業、飲食サービス業	1,425	12,974
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,143	6,768
O	教育、学習支援業	467	4,378
P	医療、福祉	878	13,779
Q	複合サービス事業	27	245
R	サービス業(他に分類されないもの)	505	6,241

5. 気候

本市を含む埼玉県の気候は、太平洋側気候に属しています。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴です。また、県東南部の平野に位置することから、海洋性の特徴も見られます。

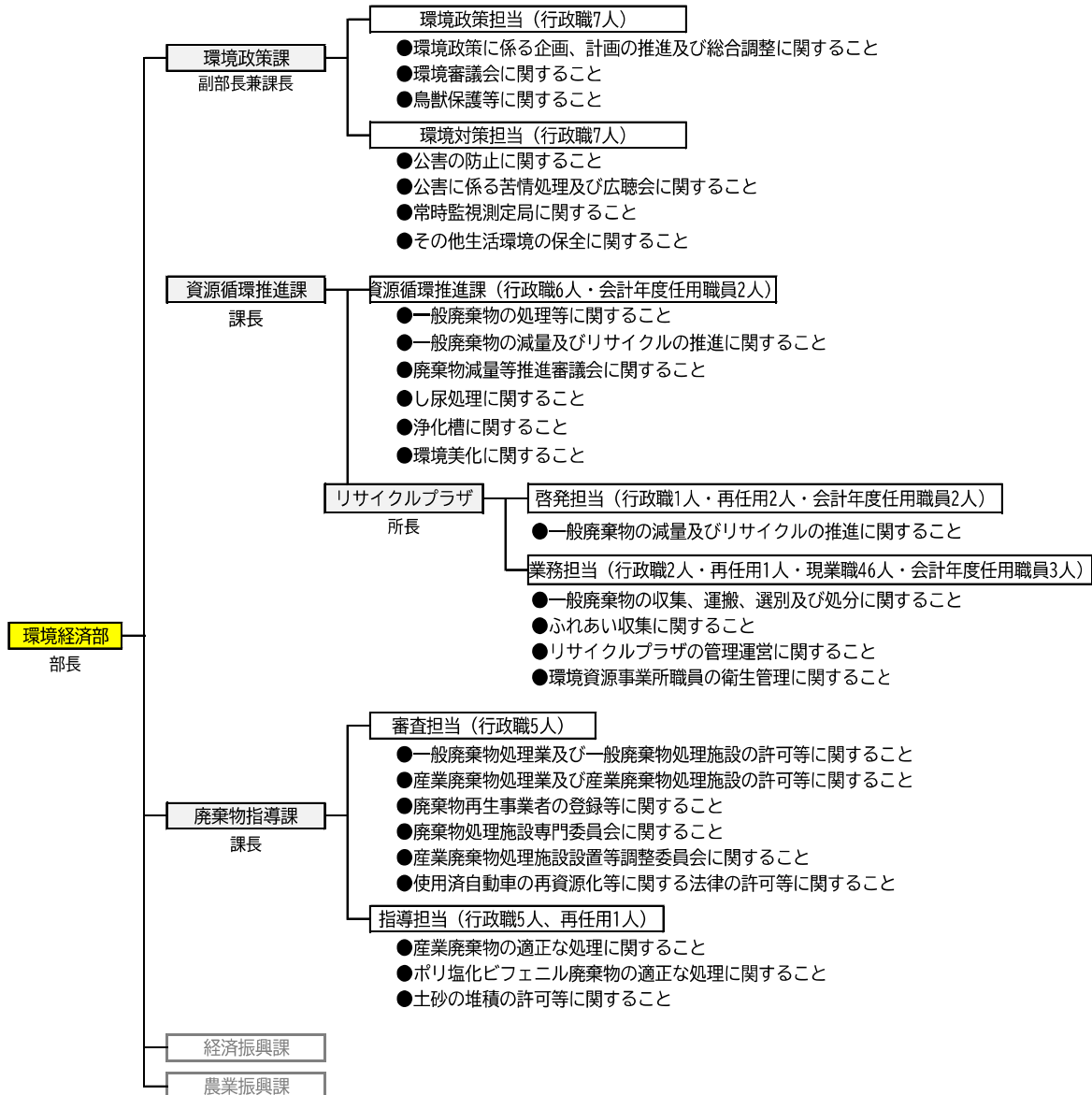
過去5年間の越谷市の気象データ

年	天気日報					気温(℃)			平均湿度(%)	総降雨量(mm)	平均風速(m)	最多風向
	快晴	晴	曇り	雨	その他	最高	最低	平均				
H27	12	181	130	40	2	37.5	-2.6	16.2	72.8	1,588.5	2.3	北西
28	54	119	145	44	4	36.8	-2.1	16.2	70.2	1,292.5	2.1	北西
29	88	110	129	37	1	38.1	-3.7	15.7	68.5	1,158.5	2.2	北西
30	80	137	112	32	4	38.6	-3.7	16.7	70.3	1,138.5	2.2	北西
R元	84	110	131	38	2	37.3	-2.0	16.3	70.5	1,408.5	2.2	北西
2	79	125	119	42	1	38.7	-3.1	16.3	71.6	1,243.5	2.1	北西

第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図（令和3年4月1日現在）



1-2 附属機関（審議会等）

(ア)環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第 25 条に基づき、設置されています。

松崎 義一	越谷商工会議所 常議員
渡辺 智子	東京電力パワーグリッド(株)川口支社 草加事務所長
竹村 光生	東彩ガス(株) 取締役
鈴木 武夫	越谷市農業団体連合会 副会長
◎ 小松 登志子	埼玉大学 名誉教授
船山 智代	文教大学 教育学部 化学研究室 准教授
○ 浜本 光紹	獨協大学 経済学部 教授
青柳 みどり	国立研究開発法人国立環境研究所社会環境システム研究センター 統合環境経済研究室 主席研究員
嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
三澤 善道	特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト 代表
中田 幸子	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 越谷支部長
石井 秀夫	越谷市環境推進市民会議 理事
白鳥 雪子	公募市民
向笠 肇	公募市民
山部 直喜	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和3年3月31日現在）

(イ)環境審議会特別部会

越谷市環境管理計画及び越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について調査審議するため、越谷市環境条例第 29 条に基づき、設置されています。

◎ 浜本 光紹	獨協大学 経済学部 教授
○ 嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
立和田 徹	越谷市環境推進市民会議 理事
大竹 伸郎	獨協大学 環境共生研究所 主任研究員
五味 馨	国立環境研究所 福島支部 地域環境創生研究室 主任研究員
斉藤 光明	特定非営利活動法人オリザネット 代表
谷口 信雄	東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員
寺西 智	見沼代用土地改良区 参事兼事務局長
中三川 勉	越谷市立鷺後小学校 校長
星野 智子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事

◎：部会長 ○：副部会長 （令和3年3月31日現在）

(ウ)廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条に基づき、設置されています。

久保直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事
櫻井孝史	公益財団法人 古紙再生促進センター 常務理事
栗田晴巳	越谷商工会議所 工業部会長
◎小松登志子	埼玉大学 名誉教授
浅井勇一郎	獨協大学 経済学部 国際環境経済学科 特任助手
川寄幹生	埼玉県環境科学国際センター 資源循環・廃棄物担当部長
秋元智子	認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉 事務局長
鬼沢良子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
○堀井捷一郎	越谷市自治会連合会 副会長
河上繁	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
中村千代子	越谷市環境推進市民会議 副会長
岩本せい子	公募市民
須田芳恵	公募市民
富沢二三子	公募市民
西口元勝	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和3年3月31日現在）

(エ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第17条の2の規定に基づき、設置されています。

荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
小野雄策	(元)日本工業大学 ものづくり環境学科特任教授
◎河村清史	(元)埼玉大学大学院 理工学研究科教授
木村和則	(元)一般財団法人 小林理学研究所 騒音振動研究室 主任研究員
藤吉秀昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長

◎：委員長

(オ)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

市長の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第23条の規定に基づき、設置されています。

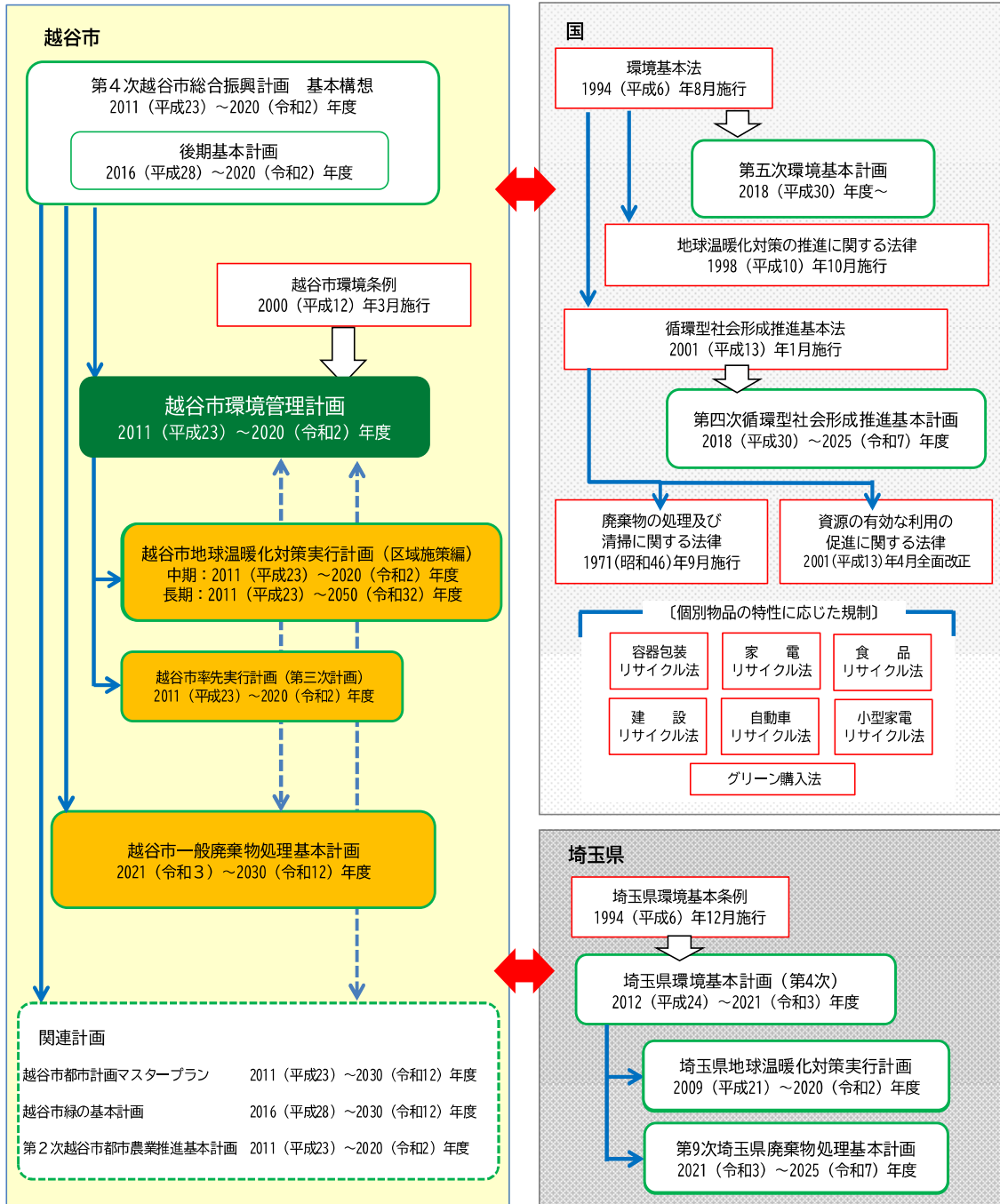
江原智	江原総合法律事務所 弁護士
◎柳重雄	獨協地域と子ども法律事務所 弁護士
小野雄策	(元)日本工業大学 ものづくり環境学科 特任教授
小松登志子	埼玉大学 名誉教授

◎：委員長

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け

※令和2年度現在



2-2 主要な計画の概要

(ア)越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。平成23年12月に策定（平成28年4月一部改定）された計画は、平成23～令和2年度までを計画期間としています。

なお、令和3年4月に令和3～令和12年度までを計画期間とした新しい越谷市環境管理計画を策定しています。

【内容】

市の望ましい環境像「未来へつなげよう、地球と人にやさしいまち こしがや」を実現するため、5項目の基本目標と、302の取組項目、43の指標値を設定しています。

基本目標1 安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち

- 1-1「大気」さわやかできれいな大気環境を守ろう
- 1-2「水」水質が保たれたきれいな水環境をつくろう
- 1-3「音・振動」安らぎのある静けさが保たれる心地よい環境を確保しよう
- 1-4「化学物質」有害な化学物質等による汚染のない安全・安心なまちをつくろう

基本目標2 資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまち

- 2-1「ライフスタイル」環境にやさしいライフスタイルを実践しよう
- 2-2「再生可能エネルギー」再生可能エネルギーを活用しよう
- 2-3「省エネルギー」エネルギーを効率的に利用しよう
- 2-4「資源循環」環境負荷の少ない資源循環型のまちをつくろう

基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち

- 3-1「生物多様性」多様な動植物が息息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう
- 3-2「希少動植物の保護」希少な動植物を守り増やそう
- 3-3「緑」河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう

基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち

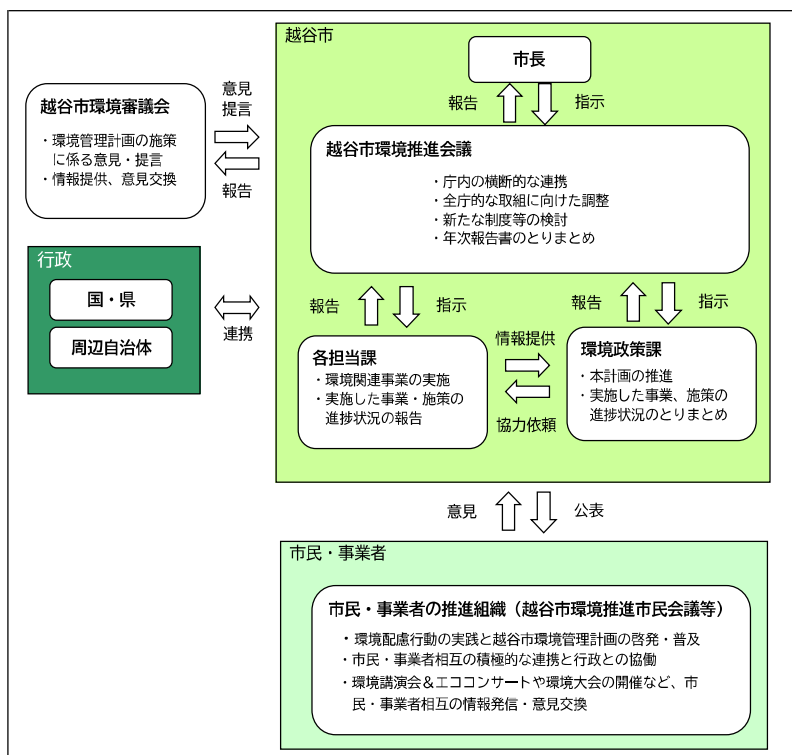
- 4-1「歴史・文化」郷土の貴重な文化財等を守り伝え、越谷の歴史や文化に対する意識を高めよう
- 4-2「環境保全区域」本市特有の文化を表す優れた景観や豊かな自然環境など、親しみある環境を積極的に保全しよう
- 4-3「景観」地域の特性を活かした美しい景観や街並みを保全し、創造しよう
- 4-4「共生」身近なところに広がる田園や河川等の環境を活かした人と自然の共生するまちをつくろう

基本目標5 市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち

- 5-1「環境教育」学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう
- 5-2「環境保全活動」より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう
- 5-3「ネットワーク」環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう

【推進体制】

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織である「越谷市環境推進市民会議」を中心に、市民・事業者等との協働により取り組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。



(イ)越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。平成23年3月に策定（平成28年4月一部改定）し、平成23～令和2年度（※令和32年度までの長期目標あり）を計画期間としています。なお、「事務事業編」として、市の事務事業から排出される温室効果ガスを抑制する計画「越谷市率先実行計画」も策定（第三次計画 期間平成25～令和2年度）し、実施しています。

なお、令和3年4月に策定した令和3～令和12年度までを計画期間とした越谷市環境管理計画の中に含む形で新たに策定しています。

(ウ)一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

なお、令和3年3月に改定し、令和12年度までを計画期間としています。